

急なガス機器等の点検や取替訪問・電話など不審に感じられた際の対応について

平素より幸手都市ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

ガス機器等の点検や取替について、ご自宅へ訪問・電話するなどの事例が弊社のガス供給エリア内で発生しております。点検商法の可能性もありますので、十分にご注意ください。

お客様へのお願い

幸手都市ガスの社員および弊社の委託点検業者が訪問する際は、身分証明書を携帯しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、ガス設備検査(4年に1回)やガスメーター交換、警報器の取替で訪問する際は、伺う予定日を記した「幸手都市ガス株」の社名が入った案内を事前にお配りしており、予約なしで急に訪問することはございません。

不審な訪問や電話だと感じられた際には、詐欺や情報の不正取得につながる恐れがありますので、その場で対応せず下記までお問合せください。

お問い合わせ先

- ・消費者ホットライン（電話：188）
- ・警察相談ダイヤル（電話：#9110）

その他ご不明な点がございましたら、幸手都市ガス（0480-42-4311）まで、ご連絡ください。

《啓発資料》

※埼玉県による点検商法注意喚起チラシは下記をクリック

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/198159/2025sono2.pdf>

※国民生活センターによる点検商法注意喚起は下記をクリック

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240221_1.html